⑵　市町村分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の四関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.63
250,000人を超え400,000人までの数	0.57
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.44
1,000,000人を超える数	0.43
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.25
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.28
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.30
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.29
同上92,000人を超え96,000人までの数	−0.22
同上96,000人を超える数	−1.25

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4409	0.2690
同上0.20以上0.30未満のもの	0.8400	0.1891
同上0.30以上0.40未満のもの	1.7441	−0.0821
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7461	−0.4830
同上0.50以上0.60未満のもの	4.2271	−1.2234
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7498	−2.1370
同上0.70以上0.80未満のもの	6.0452	−2.3439
同上0.80以上のもの	6.1920	−2.4614

⑵　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.6558	0.4154	0.4262	0.1144	0.2687	0.1144
同上0.10以上0.20未満のもの	0.6984	0.4111	0.5801	0.0990	0.4853	0.0928

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4913	0.2758
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9199	0.1900
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8921	−0.1019
同上0.40以上0.50未満のもの	3.0054	−0.5469
同上0.50以上0.60未満のもの	4.6727	−1.3804
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5073	−2.4814
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8941	−2.7518
同上0.80以上のもの	7.1920	−2.9901

⑵　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7679	0.4855	0.4985	0.1337	0.3110	0.1337
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8149	0.4808	0.6799	0.1155	0.5690	0.1079